

国登録有形文化財（建造物）の登録について

1 主旨

令和4年7月22日に開催された国の文化審議会文化財分科会において、松原一丁目の「亀井家住宅主屋」について、国文化財登録原簿に登録する旨の答申があったので、報告する。今後、官報告示を以て正式に登録となる。

なお、区内において文化財登録原簿に登録されている建造物は、今回新たに登録される1件を含め、23件となる。

2 「亀井家住宅主屋」の概要

(1) 名称

亀井家住宅主屋

(2) 所在場所

世田谷区松原一丁目

(3) 登録基準

二 造形の規範となっているもの

(4) 構造、形式及び大きさ

木造二階建、瓦葺、建築面積143㎡

(5) 建築年代

昭和5年

(6) 特徴

住宅街に所在する、洋館付二階建の和風住宅。玄関を東面道路に向け、玄関脇に洋館を設けている。一階は東西に中廊下を通す間取りである。中央続き間座敷の東西にある階段は、動線を公私に分けている。施主が沖縄県知事等を務めたことから、各所に覗き窓を配し、要人の応接に備える工夫がされている。



東側外観